

国民健康保険に加入されている40歳～74歳の人へ

毎年1回『特定健診』を受診しましょう！

町では、国民健康保険に加入している40歳～74歳の人を対象に、生活習慣病の早期発見や予防を目的とした『特定健診』を実施しています。

近年、糖尿病、脳卒中、心臓病などの生活習慣病と診断される人が増加しています。生活習慣病にかかってしまうと治療や服薬が必要となり、その治療が長期に及ぶことや、医療費の負担が多くなる可能性もあります。

生活習慣病は自覚症状がないため、発見することは困難ですが、特定健診はその発見に役立ちます。また、毎年受診することで、ご自身の健康状態の確認ができます。

今年度は無料で受診できます。受診は強制ではありませんが、まだ受診していない人は、ぜひ受診してください。

現在、病気で医療機関にかかっていないため定期的な検査を受ける機会がない人は、これを機会に『特定健診』を受診して健康状態を確認することを勧めます。

特定健診受診期間は

**令和3年
1/31(日)
まで**

※休診日にご注意ください。
※1月中に75歳になる人は誕生日の前日までです。

◇受診料 無料

◇受診時に必要なもの

特定健診受診券(もえぎ色)、質問票、国民健康保険被保険者証

◇実施医療機関

弘和クリニック、新谷医院、藤田医院、吉村胃腸科内科医院、やのくにクリニック

※その他、熊毛郡医師会に加入している町外の医療機関でも受診できます。

◇検査内容

身体計測(身長・体重・腹囲)、血圧測定、血中脂質検査、肝機能検査、血糖検査、尿検査、貧血検査、心電図検査、血清クレアチニン検査(e・GFRによる腎機能の評価を含む)

※特定健診の受診対象となる人には受診券(もえぎ色)を送付しています。紛失した場合は再発行しますので、健康保険課保険年金係(⑥窓口)までご連絡ください。
※外来人間ドックを受診(申し込み)した人は、特定健診と検査項目が重複するため対象となりません。また、国民健康保険から社会保険など他の保険に移行した人は、移行先の保険者が実施する特定健診を受診してください。
※特定健診の結果により、生活習慣の見直しが必要と判定された場合は、保健師が『特定保健指導』を無料で行いますので、ぜひご利用ください。

後期高齢者医療に加入されている人へ

『健康診査』を受診しましょう！

自分の健康状態を確認する機会として、毎年1回は健康診査を受診しましょう。

◇受診料 500円

◇受診をするときに必要なもの

健康診査受診券(黄色)・質問票
後期高齢者医療被保険者証

◇健康診査の結果通知

左記のいずれかの方法で通知
・受診した健診機関から通知
・受診した健診機関で結果を説明

◇受診券を紛失した場合

被保険者証を持参の上、健康保険課保険年金係(⑥窓口)で受診券の再交付申請を行ってください。

後期高齢者医療
健康診査受診期間は

**令和3年
3/31(水)
まで**

※休診日にご注意ください。
※医療機関によっては予約が必要となります。